

第 2 期江東区成年後見制度利用促進基本計画（案）について**1 計画策定の背景**

区では、令和 4 年 3 月に第 1 期基本計画を策定し、中核機関を整備するなど、成年後見制度の利用促進に向けた施策を推進してきた。

国の第 2 期成年後見制度利用促進基本計画の内容や本区の実施状況等を踏まえ、令和 8 年度から令和 11 年度までを計画期間とする第 2 期基本計画を策定する。

2 国における成年後見制度の見直し

国の法制審議会において、成年後見制度を利用する本人の尊厳にふさわしい生活の継続及び権利利益の適切な保護を図る観点から、制度の見直しに向けた検討が行われた。

※ 法定後見制度の見直し案の概要 参考のとおり

3 計画（案）の内容

資料 4-2 第 2 期江東区成年後見制度利用促進基本計画（案）のとおり

4 第 1 期計画からの主な変更点

- (1) 地域連携ネットワーク体制整備の推進
 - ・ 協議会において専門職団体及び関係機関との連携の強化を図る。
 - ・ 地域における権利擁護支援を一層推進する。
- (2) 中核機関の機能充実
 - ・ 本人の状況に応じた適切な後見候補者等の選定を行う。
 - ・ 支援チームに対する相談支援を強化する。
- (3) 成年後見制度と日常生活自立支援事業の見直し
 - ・ 成年後見制度及び日常生活自立支援事業の見直しの概要を記載した。

5 意見募集の実施結果

資料 4-3 のとおり

6 今後のスケジュール（予定）

- | | |
|------|---------------------------------|
| 3月下旬 | 計画策定 |
| 4月 | 区のホームページに計画全文を掲載
区報に計画の概要を掲載 |